

令和8年度(令和7年中)町県民税等申告相談日程（柳谷地区）

地 区 名	月 日	時 間	場 所
郷角・本谷・小村 大成・名荷上・名荷下	2月26日 木曜日	9時30分～11時30分	西谷公民館
古味・菅行・中久保 横野・高野・猪伏		13時～14時30分	古味集会所
中田・窪田・西村	2月27日 金曜日	9時30分～12時	中津公民館
岩川・休場 旭・川之内		13時30分～14時30分	旭集会所
川前・永野・立野 松木・大窪谷	3月2日 月曜日	9時30分～11時30分	永野会所
鉢・磯ヶ成・稻村・落出・百ヶ 市・奈良藪・高地	3月3日 火曜日	9時～12時 13時～14時30分	柳谷支所
	3月4日 水曜日	9時～12時 13時～14時30分	
<p>※ 指定された集会所等の日程で都合の悪い場合は、 お近くの集会所等で開催される申告相談日にお越しください。</p> <p>※ どの日程も都合が合わない場合は2月16日から2月25日、 および3月5日から3月16日までの間、柳谷支所にて申告相談を 受け付けますので、ご来庁ください。(土・日曜日・祝日を除く) なお、上記期間中の申告相談につきましては、 柳谷支所職員による受付となります。 窓口業務と並行して行っておりますので、混雑する恐れがございます。 ご了承ください。</p>			

確定申告期間
令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

令和 8年 1月 19 日

＜町民の皆様へ＞

令和8年度（令和7年中）町・県民税等の申告について

日頃より税務行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

裏面の申告会場にて申告納税相談を実施しますので、次の事項にご留意のうえ、申告していただきますようご案内いたします。

なお、申告にはマイナンバーの記載が必要となりますのでご注意下さい。

1 申告が必要な人

令和8年1月1日に久万高原町内に住所があり、次に該当する方は申告の必要があります。ただし、所得税の確定申告をした方は必要ありません。

- (1) 給与所得者は、①給与以外の所得がある人 ②2ヵ所以上から給与をもらっている人 ③年末調整をしていない人
- (2) 公的年金受給者は、①公的年金所得以外の所得があった人 ②社会保険料控除・扶養控除・医療費控除等を受ける人
- (3) 営業や農林業、不動産、その他の事業をしている人
- (4) 土地や建物を売った人
- (5) **無収入の人（障害者年金等の非課税所得のみの人を含む）**

※国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者、国民年金被保険者の方は申告をお願いします。

児童・福祉関係等の手当を申請・受給されている方は申告をお願いします。（年末調整等されている方は除く）

※大口の資産売買や贈与・相続の申告相談、消費税、住宅借入金等特別控除（初年度）は役場での受付はできません。

松山税務署での直接申告となりますのでご注意下さい。

2 申告時に必要なもの

- (1) マイナンバーカード（お持ちでない方は申告時に職員にお伝えください）
- (2) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などの身元確認ができるもの（お持ちでない方は、保険証、年金手帳など）
- (3) 印鑑
- (4) 令和7年中の所得が分かるもの（給与所得・年金所得の源泉徴収票または賃金支払報告書）
- (5) 農林業や営業、不動産所得のある方は、収入や経費の分かる帳簿・関係書類（必ず集計をしてきて下さい。）
- (6) 社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除を受ける人は、領収書または支払（控除）証明書
- (7) 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書または医療保険者等の医療費通知書（原本）

※病院・薬局等の領収書については、各対象者について病院・薬局ごとに分けて持参してください。

- (8) 寄附金控除を受ける人は、寄附金領収書等（寄附に関する書類）
- (9) 所得税の還付を受ける場合は、還付金の受取口座番号（本人名義）が分かるもの

※その他各種証明書・領収書等を持参されない場合は控除が一切認められませんので、必ず持参下さい。

3 申告のお願い

- (1) 役場税務職員が各地区の公民館・集会所等へ出張して申告相談をいたしますので、指定の場所へお出かけ下さい。
※会場によっては混雑が予想されますので、待ち時間がある事をご了承下さい。
- (2) 控除対象配偶者や控除対象扶養親族の方のマイナンバーの記載も必要です。（マイナンバーカード等の確認書類の提示または添付の必要はありません。）